

1 業務上疾病に係る法令等の仕組み

① 法令上の根拠はどこにあるのか

労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という）による保険給付の対象となる業務上疾病の根拠は、どこにあるのでしょうか。

労働基準法（以下「労基法」という）には事業主による災害補償責任が規定されており、たとえば労働者の療養補償については、75条1項で「労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。」とされています。

そして、同法75条2項において「前項に規定する業務上の疾病及び療養の範囲は、厚生労働省令で定める。」とし、労働基準法施行規則（以下「労基則」という）35条、同別表1の2（以下「別表」という）に業務上疾病が具体的に定められています。

労災保険法は、労基法の事業主による災害補償責任を担保する形で、「業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な給付を行」うものと定められており（1条）、業務災害に関する保険給付は労基法に規定する災害補償責任が生じた場合に行うとしていますので、労災保険法において保険給付の対象となる業務上疾病は、労基法に定める業務上疾病と一致することになります。

【参考条文：労働基準法】

第8章 災害補償

(療養補償)

平11法160・一部改正

第75条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

2 前項に規定する業務上の疾病及び療養の範囲は、厚生労働省令で定める。

(休業補償)

第76条 労働者が前条の規定による療養のため、労働することができないために賃金を受けない場合においては、使用者は、労働者の療養中平均賃金の100分の60の休業補償を行わなければならない。

2・3 (略)

(障害補償)

平10法112・一部改正

第77条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、治つた場合において、その身体に障害が存するときは、使用者は、その障害の程度に応じて、平均賃金に別表第2に定める日数を乗じて得た金額の障害補償を行わなければならない。

(休業補償及び障害補償の例外)

第78条 労働者が重大な過失によつて業務上負傷し、又は疾病にかかり、且つ使用者がその過失について行政官庁の認定を受けた場合においては、休業補償又は障害補償を行わなくてもよい。

(遺族補償)

昭40法130・一部改正

第79条 労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、遺族に対し

て、平均賃金の1,000日分の遺族補償を行わなければならない。

(葬祭料)

第80条 労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、葬祭を行う者に対して、平均賃金の60日分の葬祭料を支払わなければならない。

(打切補償)

第81条 第75条の規定によつて補償を受ける労働者が、療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、使用者は、平均賃金の1,200日分の打切補償を行い、その後はこの法律の規定による補償を行わなくてもよい。

(分割補償)

第82条 (略)

(補償を受ける権利)

第83条 補償を受ける権利は、労働者の退職によつて変更されることはない。

2 補償を受ける権利は、これを譲渡し、又は差し押えてはならない。

(他の法律との関係)

昭40法130・平11法160・一部改正

第84条 この法律に規定する災害補償の事由について、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は厚生労働省令で指定する法令に基づいてこの法律の災害補償に相当する給付が行なわれるべきものである場合においては、使用者は、補償の責を免れる。

2 使用者は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法による損害賠償の責を免れる。

② 別表に定められた具体的疾病名とは

業務上疾病を定めた労基則35条の規定は昭和22年に制定されており、今日までの間にいくつかの改正、補強が行われています。現在の業務上疾病は、次表のとおりです(労基則別表1の2。例示は筆者が加筆)。

第1号	業務上の負傷に起因する疾病 例：頭部外傷による外傷性てんかん 等
第2号	物理的因子による疾病 例：著しい騒音を発する場所における騒音性難聴 暑熱な場所での業務による熱中症 等
第3号	身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病 例：振動工具を使用する業務による振動障害 繰り返しキーを叩く作業に従事することによる腱鞘炎 等
第4号	化学物質等による疾病 例：酸素濃度が低い場所での作業による酸素欠乏症 等
第5号	粉じんを飛散する場所での業務によるじん肺症とじん肺合併症
第6号	細菌、ウィルス等の病原体による疾病 例：医療従事者の針刺し事故によるウィルス性肝炎 等
第7号	がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程での業務による疾病 例：石綿を取り扱う業務による中皮腫 等
第8号	長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病
第9号	人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病
第10号	前各号に掲げるもののほか厚生労働大臣の指定する疾病
第11号	その他業務に起因することの明らかな疾病



具体的に列挙された疾病と そうでない疾病があるのはなぜか

労基則別表1の2には具体的に列挙された疾病と具体的に列挙されていない疾病がありますが、これは医学的に業務と疾病との間に因果関係が確立されているかについての相違があるためです。

(1) 具体的に列挙された疾病

具体的に列挙されている疾病は、業務と疾病との間に、一般的に因果関係があることが医学的に確立されているものです。

したがって、業務以外の原因によって発症したものであること等の立証がされない限り、一定の要件を満たせば業務に起因した疾病とみなされます。

業務上疾病とみなされる一定の要件とは、①労働者が有害因子を有する業務に従事したこと、②労働者が発症原因とするに足るだけの有害因子にばく露していること、③労働者に発症した疾病が、ばく露した有害因子により発症する疾病の症状・徴候を示し、かつ、ばく露の時期と発症の時期との間および症状経過について医学上矛盾がないこと——の3点です。

(2) 具体的に列挙されていない疾病

作業環境の変化、新たな原材料・化学物質により、別表1の2に列挙されていない疾病が新たに発生することは誰も否定できませんが、そのような場合、各号に規定されている包括的救済規定（例：第4号「化学物質等による次に掲げる疾病」の8には、「1から7までに掲げるもの

◆ 著者略歴 ◆

高橋 健（たかはし たけし）

昭和48年労働省（現厚生労働省）入省、厚生労働事務官として労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署に勤務。平成21年3月退職（最終官職：東京労働局労働基準部労災補償課地方労災補償監察官）。平成23年たかはし社会保険労務士事務所開業。

労災認定現場での実務経験を活かし、労災全般に関する各種相談業務、セミナー講師、執筆などを中心に活動中。

著 書：『労災保険実務講座』

『労災保険の審査請求事例と解説』

『労災保険実務標準ハンドブック』（以上、日本法令）

『労災認定の考え方と申請のポイント』（労働新聞社）

専門誌寄稿：ビジネスガイド（日本法令）

労務事情（産労総合研究所）

安全スタッフ（労働新聞社）

たかはし社会保険労務士事務所

URL <http://www.takahashi-jimusyo.jp/>